



## 第1号議案 マンション・地域・ネクスト研究会則

### <第1章 総則>

(名称及び事務局)

第1条 この会は「マンション・地域・ネクスト研究会」と称し、事務局を埼玉県所沢市に置く。

(目的)

第2条 この会は、住民の高齢化及び建物の老朽化が進むマンション・地域の現状を踏まえ、明日のマンション・地域の在り方を研究・提唱・実践していくとともに、マンション管理士等の専門家及び幅広い知見を有する者が相互に協力し合い、マンション・地域住民の相談事案等の解決にあたり、居住価値あるマンション・地域の実現に寄与すること及び所属会員の事業の健全な発展を目的とする。

(事業)

第3条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) マンション管理組合及び地域住民の抱える問題解決のための業務の実施
- (2) マンション、地域、行政の連携推進に向けた取り組みの実施
- (3) マンション・地域への情報発信
- (4) 所属会員の資質向上のために年2回以上の勉強会開催。
- (5) 所属会員を広く地域社会にPRする活動の実施。
- (6) 所属会員の事業発展のために必要な業務の実施。
- (7) この会の目的及び上記各号に関連する業務の実施。

### <第2章 会員>

(会員)

第4条 この会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した個人及び団体、法人
- (2) 賛助会員 この会の事業に協賛して入会した個人及び団体、法人
- (3) 管理組合会員 この会の目的に賛同して入会したマンション管理組合
- (4) 特別会員 正会員の顧問先の管理組合で正会員の紹介で入会したマンション管理組合

(入会)

第5条 この会に入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、理事会が別に定める入会金・会費を納入しなければならない。

(会員の義務及び紹介料)

第7条 会員は、この会則を順守し、この会の目的を達成する活動を行わなければならない。

- 2 正会員、賛助会員は、この会の紹介で報酬を得た場合は、その報酬年額に応じて紹介料をこの会に納入するものとする。
- 3 紹介料については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき、あるいは会員である団体、法人が消滅したとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が、次の各号の一に該当することに至ったときは、理事会の議決により除名することができる。  
この場合、理事会は、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に反する行為があったとき。
- (2) この会の名誉を毀損する行為があったとき。

(会費等の不返還)

第10条 既納の会費、その他の拠出金品は返還しないものとする。

### <第3章 役員等>

(役員の種類等)

第11条 この会には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 役員は、正会員の中から総会において選出する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 理事長はこの会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長がかけたときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し第24条に定める事項を議決し、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、理事の業務の執行状況及びこの会の財産状況を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、定期総会の翌日から翌々年の定期総会終結の日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期が満了後においても、後任の役員が選任されるまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号の一に該当することに至ったときは、理事会の議決により解任することができる。  
この場合、理事会は、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第15条 役員は、総会で定められた範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任期は理事長が定める。
- 3 理事長は、理事会の決議を経て、第15条役員報酬等に準じて顧問に報酬を支払うことができる。

(組織・職員)

第17条 この会に事務局等その他必要な組織・職員を置くことができる。

2 組織・職員に関することは、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## <第4章 総会>

(総会の構成及び種別)

第18条 この会の総会は、正会員をもって構成し、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回定期に開催する。

3 臨時総会は、理事長が必要と認めるとき又は正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき招集する。

(総会の招集)

第19条 総会は、理事長が招集する。

2 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及びその内容を記載した書面をもって、開会の7日前までに通知しなければならない。

(総会の会議及び議決事項等)

第20条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、委任状を提出した正会員及び書面による議決権を行使した正会員は、出席した会員とみなす。

2 総会では、理事長が議長となり、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 役員を選任及び報酬に関する事項
- (5) その他会の運営に関する重要な事項

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決する、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第21条 議長は、総会の議事について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において選任された正会員2名が署名、押印しなければならない。

## <第5章 理事会>

(理事会の構成)

第22条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第23条 理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

2 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及びその内容を記載した書面をもって、開会の3日前までに通知しなければならない。

(理事会の会議及び議決事項等)

第24条 理事会は、理事の3分2以上の出席がなければ開催できない。ただし、委任状を提出した理事及び書面による議決権を行使した理事は、出席した理事とみなす。

2 理事会では、理事長が議長となり、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会員の入会、退会及び除名に関する事項
- (4) その他この会則で定められた事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面及び電磁的方法による理事会)

第25条 第24条1項にかかわらず、理事全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法により理事会を開催することができる。

- 2 前項の理事会においての決議は、第24条3項に準じる。

(理事会の議事録)

第26条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び理事会に出席した理事2名が署名、押印しなければならない。

## <第6章 事業報告及び会計等>

(経費の支弁)

第27条 この会の経費は、第6条の会費、第7条の紹介料及び第3条の事業による収入並びに拠出金等をもってこれに充てる。

(事業年度及び会計年度)

第28条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業報告及び収支決算)

第29条 理事長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支決算書、貸借対照表等を作成し、監事の監査を経て、理事会の議決後、総会の承認を得なければならない。

(資産の管理)

第30条 この会の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の定めるところによる。

## <第7章 雑則>

(細則)

第31条 この会則の施行に必要な細則等は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(解散)

第32条 この会は、事業の継続が不可能になった場合は、総会の議決を経て解散する。

附則

1. この会則は、平成25年7月14日より施行する。
2. 第13条にかかわらず、この会の設立初年度の役員の任期の始まりは、設立総会の日からとする。

以上